

コスモ・フレンドリー・サッカーリーグ規約

第1条 名称

このリーグは正式名称をコスモ・フレンドリー・サッカーリーグと称し、コスモリーグと略称する。以下、本文においては本会と略する。

第2条 目的

本会は、東京多摩地区を中心としたチームが集い、試合を通してサッカーの技術の向上を図ると共に、少年の健全な育成に寄与することを目的とする。
また、これらの活動を通して、会員間(監督、コーチ及び選手)の相互の親睦を計る。

第3条 事業

本会は前記の目的を達成するために、以下の事業を行う。

(1)6年生リーグ戦[4月から翌年3月末まで]

6年生を中心としたチームによるリーグ戦。前期・後期の年2回のリーグ戦を行う。

(2)5年生大会[4月から翌年3月末まで]

3~4チームのリーグ戦を3回実施して、順位を決定する。

(3)4年生大会[4月から翌年3月末まで]

3~4チームのリーグ戦を3回実施して、順位を決定する。

(4)コスモカップ[4月または12月に行う]

6年生を中心としたチームによるカップ戦。1次リーグは3~4チームのリーグ戦を行い、各組同順位によるトーナメント戦で順位を決定する。

(5)その他、本会の目的達成に必要な事項。

第4条 会員の構成

本会の規約、目的に賛同し、年次総会またはそれに準じた加入手続きをされた、スポーツ傷害保険等の傷害保険に加入している小学校6年生までの児童で構成されたチーム、監督およびコーチを会員とする。

加盟チーム数は、最大24チームとする。

第5条 会費

本会の運営は、加盟するチーム毎に徴収する加盟費、リーグ戦・大会の参加チームより徴収する参加費を以て、これを充当する。

徴収した会費は、別途定める会計規定に則り、会場費(石灰代)、各役員の事務局費、運営費(表彰品)等に当てる。

全ての会費は、年次総会において翌年度の金額を決定する。但し、年次総会またはそれに準じた手続きにより、年度中に臨時費を徴収する場合がある。

中途退会チームに対しては、支払われている会費は返却しない。

第6条 役員の構成とその任務

本会に次の役員を置く。

(1)会長(1名)

本会を代表し、全ての会務を統括する。

(2)会計(1名)

別途定める会計規定に則り、加盟費を始めとする本会が徴収する全ての金銭出納を管理し、年度末の年次総会時に会計報告を行なう。

(3)理事長(1名)

会長を補佐し、その指示の下に本会の実務を担い、円滑な運営を計るため、次の任務を遂行する。

①別途定めるリーグ戦事務局及び各大会責任者と協力し、日程調整、グラウンドの確保、案内書発送等、その円滑な運営の中心となる。

②会長の指示の下、年次総会、その他の必要な会議の召集及び議事録の作成、配布を行なう。

③リーグ戦及び各大会の記録を集約し、保管、管理する。

(4)事務局(必要人数)

理事長を補佐し、本会の運営に必要な次の事務局を置く。

①6年生リーグ戦事務局(各リーグ1名)

6年生リーグのグラウンド確保及び試合日程の調整を行ない、試合結果の記録を作成する。また、リーグ戦の消化状況について理事長と連絡を取り、リーグの円滑な運営の中心となる。

②5年生大会事務局(1名)

5年生大会の各組の進捗を管理し、試合結果の記録を集約する。

③4年生大会事務局(1名)

4年生大会の各組の進捗を管理し、試合結果の記録を集約する。

④コスモカップ事務局(1名)

コスモカップ予選各組の進捗を管理し、順位トーナメントの調整及び試合結果の記録を集約する。

第7条 役員を選出と任期

役員を選出方法は、年次総会において各加盟チームの互選により選出するものとし、欠員を認めない。但し、会長欠員の場合は理事長がこれを兼任する。

役員の任期は、1年とし、毎年4月1日から始まり、翌年の3月末までとするが再任はこれを拒まない。

第8条 機関

本会の次の機関を置く。

(1)総会

総会は本会の最高決議機関であって、会長、理事長、会計及び加盟する全てのチームの代表者を以て構成する。

総会は、全ての加盟チームが出席の義務と決議事項の遵守の責任を負うものとし、事前に理事長に連絡なく欠席した場合は、次年度の本会の活動への参加を認めない。

議事の表決は出席者の過半数を以て決し、採決に議長団(会長、会計、理事長)は参加しない。ただし、可否同数の場合は、議長団がこれを決する。なお、欠席者による委任はこれを認めない。

総会は、年度末に行なう年次総会と役員会が召集する臨時総会がある。

(2)前期納会

総会に年々行なう決議機関としての役割、本年度の加盟チームは出席の義務を負うものとし、

(3)役員会

総会に次ぐ決議機関であるが、会長を長とし、理事長、会計及び議案に関係する役員を以て構成する。

本会の運営、予算等、総会及び理事会に付する議案の検討、計画及び立案を行う

緊急または会長が本会の運営上必要と判断した議案は、規約の改定以外は役員会にて決することができる。

第9条 付則

(1)本規約は、総会において出席者の過半数(議長団を除く)の賛成を以て改定することができる。

(2)本規約及び別途定める要綱に規定されていない事項は、役員会で決することができる。

規約改定履歴

- 2000年4月1日 従前規約不明のため新規に規定する。以後、改定の年月日及び改定事項は以下に記載するものとする。
- 2012年4月8日 第3条 事業 5)順位決定戦に関する事項を削除
第4条 会員の構成 加盟チーム数最大24チームを追加
第6条 役員の構成とその任務 4)事務局 ⑤順位決定戦事務局を削除
第8条 機関 2)前期納会及び後期納会の後期納会を削除
- 2016年5月21日 第3条 事業 事業内容を改定した
第6条 役員の構成とその任務 事業内容変更に対応する内容に改定した
- 2021年5月11日 第3条 事業 事業内容を改定した
第5条 会費 文言の修正
第6条 役員の構成とその任務 事業内容変更に対応する内容に改定した
第7条 役員の選出と任期 会長職を兼任できるよう改定した。
第9条 付則 第3項を削除した。

会計規定

第1条 総則

本規定は、コスモリーグ規約第5条及び第6条2項に基づき、予算及び決算について規定する。

第2条 帳簿

コスモリーグに金銭出納帳簿を置き、会計がこれを管理する。帳簿は毎会計年度毎に作成、更新する。

帳簿に記載する勘定科目は次のとおりとし、各勘定科目毎に細目を作成し、管理する。

1. 会場費

リーグ戦及び各大会の会場を提供したチームに対して、グラウンド1面につき支払う石灰代など。

2. 事務局費

理事長及び各事務局が役務を遂行する上で発生する郵便代、電話代、印刷代などに対する費用及び手数料として支払う定額。

3. 運営費

リーグ戦及び各大会の表彰チームに授与するトロフィー、カップ、表彰状、優秀選手賞及び参加賞の購入費など。

4. 予備費

予算の不足及び予算外に生じた経費の支出に充当する。

第3条 予算

本リーグの収入及び支出は全て予算に計上しなくてはならない。

第4条 予算の作成

会計は、新会計年度が始まるにあたり、収支予想を勘案の上、予算案を作成しなければならない。

第5条 予算の決議

作成した予算案は、年次総会において承認を得なければならない。

第6条 予算項目の流用

内訳科目は原則としてその目的以外に使用できない。但し、役員会の承認を得た場合はこの限りではない。

第7条 決算

会計は、全ての事業終了後、収支決算報告書、次年度予算案を作成し、年次総会において承認を得なければならない。

第8条 収入

加盟チームにより以下の金銭を徴収し、リーグ運営に使用する。

1. リーグ参加年会費(5,000円)
2. 6年生リーグ、5年生および4年生大会参加費(各5,000円/1チーム)
3. コスモカップ参加費(5,000円/1チーム)
4. 臨時費(所定の手続きにより決定した場合)
5. 寄付

第9条 支出

リーグ会計からの支出は以下の5項目とする。

1. 事務局費
 - ①理事長(半期毎に1万円)
 - ②会計(半期毎に5,000円)
 - ③6年生リーグ事務局費(5,000円)
 - ④4年生・5年生及びコスモカップ事務局費(5,000円)
2. 会場費
コスモ公式戦1試合につき、500円
3. 運営費
6年生リーグ、5年生および4年生大会、コスモカップの表彰品代
4. その他、加盟チームの過半数以上が必要と認めたもの。

第10条 証拠書類の保管

会計に関する全ての証拠書類は、年度終了後1年間は会計が保管しなければならない。

第11条 付則

- (1)本会計規定は、総会において出席者の過半数(議長団を除く)の賛成を以て改定することができる。
- (2)本規定に記載されていない事項は、役員会で決することができる。

規程改定履歴

- | | |
|------------|---|
| 2000年4月1日 | コスモリーグ規約の改定に伴い、新規に会計規定を定める。以後、改定の年月日及び改定事項は以下に記載するものとする。 |
| 2012年4月8日 | <p>第9条 収入 1. リーグ加盟費を3,000円から5,000円に変更する。</p> <p>第10条 支出 1. 事務局費に⑤4年生大会事務局(5,000円)を追加する。</p> <p>第10条 支出 2. 会場費を、1回につき1面1,000円を、1面につき、半日1,000円、全日1,500円に変更する。</p> |
| 2016年5月21日 | <p>第7条 中間報告 (削除 以下各条繰り上げ)</p> <p>第9条 収入 の文言改定と、4年生大会参加費の追加</p> <p>第10条 支出 会場費の改定</p> <p>第11条 特別会計 (削除 以下各条繰り上げ)</p> |
| 2021年5月11日 | <p>第8条 収入 文言の修正</p> <p>第9条 支出 文言の修正</p> <p>第11条 付則 第3項を削除した。</p> |

コスモ・フレンドリー・サッカーリーグ試合規定

第1条 総則

本規定は、コスモFSLが主催する全ての試合に適用するものとし、本規定に記載されていない事項は、当該年度の日本サッカー協会競技規則に準拠する。

なお、年度途中で競技規則の変更があった場合の取り扱いは、役員会で検討し、変更する場合は全ての加盟チームに通知する。

第2条 選手の登録及び出場資格

選手の登録は特に行なわないが、以下の出場資格については、全てのチームが遵守の義務を負う。

(1) 選手の出場資格

各大会及びリーグ戦が規定する学年より下級学年の選手の出場は、体力的及び技術的な出場可否の判断責任を、当該チームが負うことを前提に認める。

(2) 出場資格の重複

下級学年の選手が、上級学年の試合と自学年の試合に同時期に出場することは認めるが、同一学年の試合に複数のチームから出場することは、単一チームが2チーム登録を行なった場合も含め、これを認めない。

(3) 選手の移籍

チーム間の選手の移籍は大会またはリーグ戦が始まる前に移籍元及び移籍先チームの監督の承認を得れば認める。但し、2チームを登録または大会に参加させている単一チーム内での移籍は役員会の承認を得なければならない。

また、当該選手が出場する大会またはリーグ戦の期間中の移籍は認めないが、当該選手の転校等、合理的な事由による場合はこの限りではない。

第3条 競技規則

(1) コスモFSLが主催する大会、リーグ戦は大会要項で指定しない限り8人制の試合とする。

(2) 11人制の試合は、試合開始時間に8名以上の選手がグラウンド内に整列している場合に成立し、8人制の場合は試合開始時間に8名、試合中は7名まで成立とする。

(3) 試合時間

試合時間は、前後半各20分、休憩5分とする。但し、試合時間の短縮は、大会要項で特別に規定されている場合及び両チーム間で試合開始前に合意がある場合は認めず。

(4) 勝敗及び順位の決め方

① リーグ戦

勝ち3点、分け1点、負け0点の勝ち点制とし、リーグ戦終了時に勝ち点数が同数の場合の順位決め方は、(1)得失点差、(2)総得点、(3)直接対決結果、(4)抽選の順で決定する。

リーグ戦は1リーグのチーム数を最大13チームとし、リーグ戦への参加チームが多数の場合は、リーグを複数に分割する。

定められた期間内にリーグ戦を消化できなかったチームは、コスモリーグへの協力不足として、未消化試合1試合につき「勝ち点-1」をペナルティとして課す。但し、リーグ戦事務局及び役員会が限られたチームの非協力に原因があると判断した場合は、対象チームに対してのみ未消化試合1試合につき-1の勝ち点を課し、他のチームは不問とする。

② トーナメント戦

各大会要項で規定するが、決勝戦以外の試合は双方3名(11人制の試合は5名)によるPK戦を行い、成功者の多いチームの勝ちとする。3名(11人制の試合は5名)で決着が付かない場合は、残りの選手でPK戦を継続するが、その場合はサドンデスとする。

(5) 選手交代

各大会及びリーグ戦における選手交替の人数に制限は加えない。また、特に大会要項で規定していない限り、交替により一度退場した選手が、再びその試合に出場することを認める。

(6) 警告、退場及び懲罰

①警告の累積は、同日内の試合において積算する。

②イエロー・カード

1試合内の累積2枚で退場となり、同日内の次の1試合についても出場できない。

同日内の複数の試合での累積2枚は、同日内の次の1試合に出場できない。

日本サッカー協会競技規則に記載されている反則以外に、コスモリーグの理念に反する行為や言動があった場合は、選手、監督、コーチ及び父兄も警告の対象とする。その場合は、必ず一度口頭で注意するものとし、その後も繰り返したり、改まらない場合は、警告するものとする。

③レッド・カード

退場となり、同日内の次の1試合も出場できない。

(7) 審判

審判をする者は審判服着用を原則とし、当該チーム関係者以外の第三者が担当することを基本とする。

大会は4級以上の審判資格を有する者が務めることとするが、リーグ戦は相互研修の見地から初心者積極的に採用し、審判のレベル向上に努力するものとする。但し、初心者は副審を数試合経験した後に主審を担当することが望ましい。

第4条 表彰及び懲罰

(1) 表彰

表彰基準に基づいて表彰する。

コスモ・カップは持ち回りとし、前期納会時に返還する。返還されたカップは、次回大会までに優勝チーム名をプレートに刻す。但し、招待チームが保有している場合は、年度終了後に返還してもらう。

(2) 懲罰

本試合規定に反する事実が明らかとなった場合、そのチームは以後の当該大会またはリーグ戦への出場資格を失うものとし、以後の対戦成績は0-11の不戦敗と扱う。

また、乱暴なプレーや言動を繰り返すなど、スポーツマン精神及びフェアプレー精神に反する行為が著しく多いと役員会が判断したチームには、嚴重注意を行う。それでも改まらない場合は、総会において除名処分とする。

第5条 付則

(1) 本試合規定は、総会または納会において出席者の過半数(議長団を除く)の賛成を以って改定することができる。

(2) 本試合規定及び日本サッカー協会競技規則に規定されていない事項は、役員会で決することができる。

(3) 削除

試合規定改定履歴

2000年4月1日 施行

2000年9月9日 第3条 (4) 一度交代した選手の再出場を認める条文に改定。

2012年4月8日 第3条 (1) 8人制の試合は、開始時8名、試合中は7名以上で成立に改定。

第3条 (3) 勝敗及び順位の決め方 ①リーグ戦において、1リーグのチーム数を最大10チームから13チームに改定。

第3条 (5) 警告、退場及び懲罰 ①②③ 警告の累積及び退場の取扱いについて、リーグ戦または大会期間中を積算する扱いを、同日内の試合の積算に改定。

2021年5月11日 第3条 競技規則 大会の基本を8人制に指定し、勝敗を決定するPKの人数を変更した。

第4条 表彰及び懲罰 表彰は基準に基づいて行うことを記載した。

第5条 付則 第3項を削除した。

表彰基準

1. 6年生リーグ(前期及び後期)

- ①チーム表彰:各リーグ1位～3位に賞状とトロフィー授与
- ②個人表彰:全チームに優秀選手賞メダル2個を授与

2. 4年生大会及び5年生大会

- ①チーム表彰:1位～3位に賞状とトロフィー授与
- ②個人表彰:全チームに優秀選手賞メダル1個を授与

3. コスモカップ

- ①チーム表彰:最上位トーナメント1位～3位に賞状とトロフィー授与
- ②チーム表彰:その他のトーナメント1位に敢闘賞賞状とトロフィー授与
- ③個人表彰:全チームに優秀選手賞メダル1個を授与

表彰基準改定履歴

2021/5/11 事業内容変更に伴う文言の修正